

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
2025年10月16日



## ファンドスミス・グローバル・ エクイティ・ファンド

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ <sup>*2</sup>
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 <sup>*1</sup> )	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

この目論見書により行う「ファンドスミス・グローバル・エクイティ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月15日に関東財務局長に提出しており、2025年10月16日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。  
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

【委託会社】[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2025年7月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20兆5,616億円  
(2025年7月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

【受託会社】[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主として世界の株式\*に実質的に投資を行い、長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

\*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

- ルクセンブルク籍外国投資法人「ファンドスミスSICAV-ファンドスミス・エクイティ・ファンド Iクラス」(以下、「ファンドスミス・エクイティ・ファンド」といいます。)米ドル建投資証券と国内投資信託「DIAMマネーマザーファンド」受益証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。
- ファンドスミス・エクイティ・ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

### 2 ファンドスミス・エクイティ・ファンドは、銘柄選定にあたり、世界の株式から業種・流動性・財務指標の各基準を用いて投資対象銘柄を絞り込み、その中から資本効率、ビジネスモデル、財務バランス、事業環境の変化への対応の観点などから優れていると判断される企業を厳選して投資を行います。

### 3 ファンドスミス・エクイティ・ファンドの運用は、ファンドスミス・インベストメント・サービスーズ・リミテッドが行います。

- ファンドスミス・インベストメント・サービスーズ・リミテッド、およびその関係会社を総称して「ファンドスミス社」といいます(以下同じ)。ファンドスミス・インベストメント・サービスーズ・リミテッドはファンドスミス社の海外運用拠点の一つです。



# ファンドの目的・特色

## ファンドスミス社について

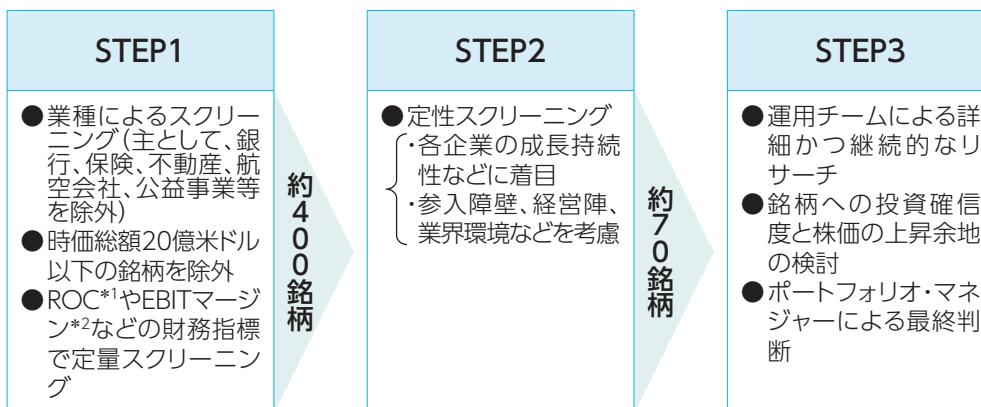
- ファンドスミス社は、2010年にロンドンで設立された独立系運用会社。
- 英国の投資家から信頼を集め、同社の運用資産総額は約6.0兆円\*。(2025年6月末時点)
- 同社の旗艦ファンドである、英国籍外国投資法人「ファンドスミス・エクイティ・ファンド」英ポンド建投資証券は、2010年に運用を開始。現在、株式のアクティブ運用においては英国最大級のファンド(約4.0兆円\*)に成長。(2025年6月末時点)

\* 1英ポンド=198.56円(2025年6月末時点)。

出所:ファンドスミス社の情報をもとに委託会社作成

## 運用プロセス

- ファンドスミス社の投資哲学**
1. 優良企業に投資する“Buy good companies”
  2. 割高\*な水準は避ける“Don't overpay”  
\*ファンドスミス社が合理的ではないと判断した価格
  3. 頻繁な売買を行わない“Do nothing”



\*1 「ROC」とは、Return On Capitalの略称で、資本利益率を指します。企業が投下資本を効率よく利益に結びつけているかを測定するための指標です。

\*2 「EBIT」とは、Earnings Before Interest and Taxesの略称であり、「EBITマージン」とは当期純利益から受取利息・支払利息と税金の影響を除いた事業活動からの収益力を測定する指標です。

右記のような  
銘柄に投資

- ・投下資本に対する高いリターンを維持できると考えられる優良企業
- ・他社による模倣が困難な事業を展開していると考えられる企業
- ・収益獲得のために大きな借入を必要としていないと考えられる企業
- ・収益性の高い事業への再投資により成長が期待できる企業
- ・技術革新などの環境変化に耐性があると判断される企業

※2025年7月末時点でのファンドスミス・エクイティ・ファンドの運用プロセスであり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:ファンドスミス社の情報をもとに委託会社作成

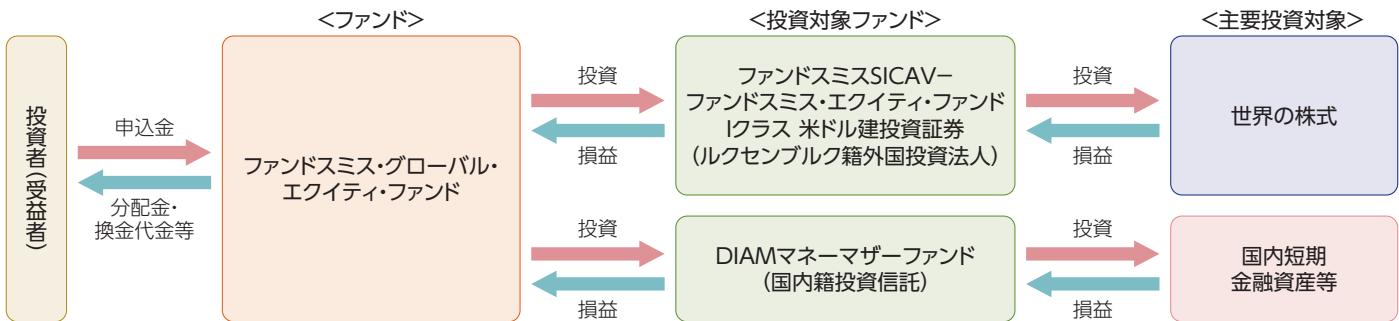


# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの仕組み

ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ方式」により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券への投資を目的とする投資信託のことで、投資対象に選んだ複数の投資信託証券を組入れて運用する仕組みを一般に「ファンド・オブ・ファンズ方式」といいます。



## ■ 主な投資制限

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■ 分配方針

年1回の決算時(毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

### ■当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	ファンドスミスSICAV-ファンドスミス・エクイティ・ファンド Iクラス
形態	ルクセンブルク籍外国投資法人／米ドル建投資証券
主要投資対象	世界の株式を主要投資対象とします。
投資 態 度	<p>主として世界の株式に投資を行うことで、長期的な値上がり益を獲得することをめざします。投資対象とする企業は、原則として以下の基準にあてはまる企業をさします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下資本に対する高いリターンを維持できると考えられる優良企業</li> <li>・他社による模倣が困難な事業を開拓していると考えられる企業</li> <li>・収益獲得のために大きな借入を必要としていないと考えられる企業</li> <li>・収益性の高い事業への再投資により成長が期待できる企業</li> <li>・技術革新などの環境変化に耐性があると判断される企業</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体によって発行される有価証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・デリバティブへの投資は行いません。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。</li> </ul>
分配方針	原則として、収益分配は行いません。
主要関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理会社:ファンドロック・マネジメント・カンパニー・エス・エー</li> <li>・投資運用会社:ファンドスミス・インベストメント・サービスズ・リミテッド</li> <li>・管理事務代行会社兼保管銀行:ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・エス・イー</li> </ul>
申込手数料	ありません。
信託報酬等	<p>純資産総額に対して年率0.91%程度</p> <p>※ただし、上記料率は変更される場合があります。</p>
その他費用	<p>信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。</p> <p>※信託事務の処理に要する費用には管理事務代行会社に支払う純資産総額に対して年率0.03%以内の費用等、資産の保管などに要する費用には保管銀行に支払う純資産総額に対して年率0.01%以内の費用等が含まれます。なお、当該料率は変動することがあります。</p>

※この投資信託証券は、投資対象市場の価格変動だけではなく、当該投資信託証券の売買によって生じる資金流出入が純資産価格に大きく影響を与えると判断される場合、既存投資家保護等の観点から純資産価格が調整されることがあります。

ファンド名	DIAMマネーマザーファンド
形態	国内籍投資信託(親投資信託)／円建受益証券
主要投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資 態 度	<p>①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関<sup>(*)</sup>の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*)主要格付機関とは、R&amp;I、JCR、Moody's、S&amp;Pとします。</p> <p>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年末満を基本として運用します。</p>
運用会社 (委託会社)	アセットマネジメントOne株式会社
信託報酬	ありません。

○ DIAMマネーマザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書に記載しております。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドは、実質的に個別銘柄の選択による投資を行うため、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも基準価額は下落する場合があります。

### 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には、実質保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

### 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

### 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できることや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

### カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。



# 投資リスク

**特定の投資  
信託証券に  
投資する  
リスク**

## 組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。

当ファンドが組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



# 投資リスク

## ＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指數の指數値および同指數にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指數の算出、指數値の公表、利用など同指數に関するすべての権利・ノウハウおよび同指數にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国 株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、日本を除く世界の主要先進国の株価指數を、各國の株式時価総額をベースに合成したもので、同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国 株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指數で、新興国の株価指數を、各國の株式時価総額をベースに合成したもので、同指數に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本 国 債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指數です。同指數の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指數の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国 債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指數はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指數に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指數です。同指數に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指數の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

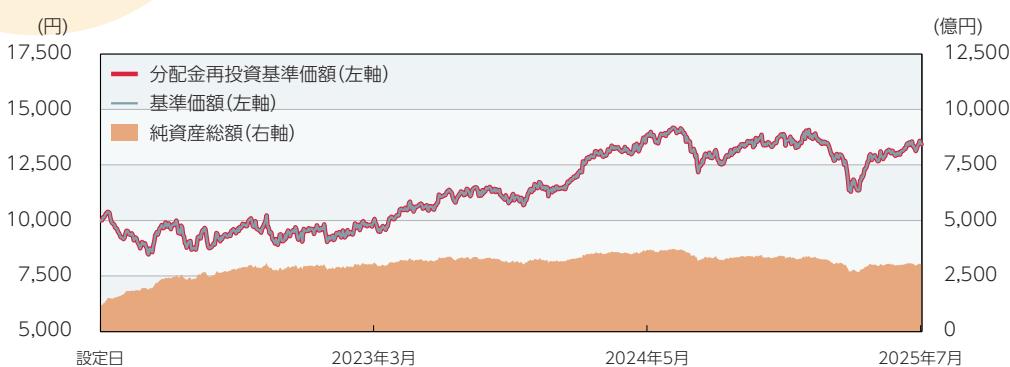
(注)海外の指數は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



# 運用実績

データの基準日:2025年7月31日

## 基準価額・純資産の推移 《2021年12月22日～2025年7月31日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
(設定日:2021年12月22日)

## 分配の推移(税引前)

2023年 1月	0円
2024年 1月	0円
2025年 1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### ■組入銘柄

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	ファンドスミスSICAV—ファンドスミス・エクイティ・ファンド Iクラス	99.18
2	DIAMマネーマザーファンド	0.03

### ■ファンドスミスSICAV—ファンドスミス・エクイティ・ファンド Iクラス

※ファンドスミス社のデータを元に作成しております。

※国／地域はファンドスミス社の分類によるものです。

※業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

#### 組入上位10銘柄

銘柄名	国/地域	業種
マイクロソフト	米国	情報技術
メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス
ストライカー	米国	ヘルスケア
ロレアル	フランス	生活必需品
アイデックスラボラトリーズ	米国	ヘルスケア
ビザ	米国	金融
オートマチック・データ・プロセシング	米国	資本財・サービス
アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス
ユニリーバ	英国	生活必需品
マリオット・インターナショナル	米国	一般消費財・サービス

### ■DIAMマネーマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

#### 組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	460回 利付国庫債券(2年)	国債証券	日本	0.3	2026/5/1	29.64
2	1321回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/10/27	23.74
3	1291回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/9/10	11.88
4	1314回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2025/9/22	11.88
5	1281回 国庫短期証券	国債証券	日本	—	2026/1/20	5.93

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

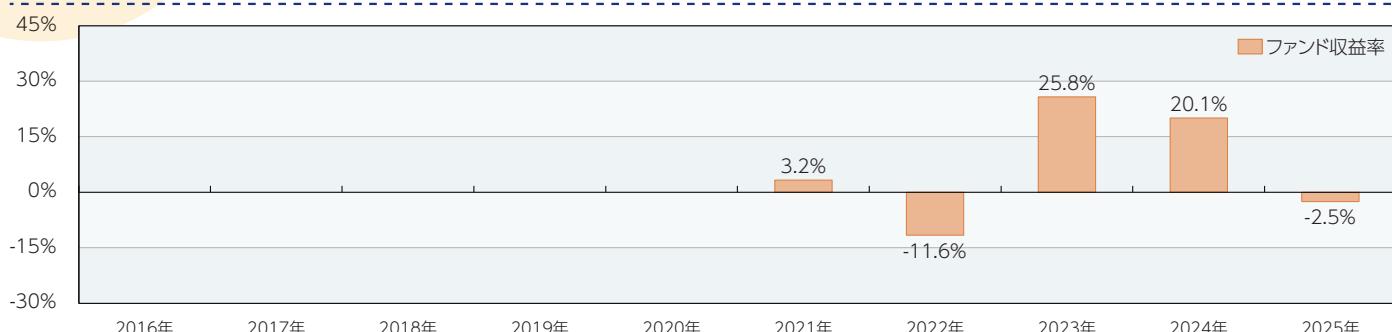
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 運用実績

データの基準日:2025年7月31日

## 年間收益率の推移(暦年ベース)



※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2021年は設定日から年末までの收益率、および2025年については年初から基準日までの收益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年10月16日から2026年4月15日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 •ニューヨーク証券取引所の休業日   •ニューヨークの銀行の休業日 •ルクセンブルクの銀行の休業日   •12月24日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2052年1月15日まで(2021年12月22日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とするファンドスミス・エクイティ・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 当ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 •信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 •純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 •やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
その他の	確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3% (税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.9075% (税抜0.825%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.200%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.600%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書 類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.025%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指 図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.200%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.600%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書 類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社
支払先	内訳(税抜)	主な役務										
委託会社	年率0.200%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、 基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.600%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書 類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	年率0.025%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指 図の実行等の対価										
投資対象とする 外国投資法人												
その他の 費用・手数料		ファンドスミス・エクイティ・ファンドの純資産総額に対して年率0.91%程度 <sup>(注)</sup> (注)ただし、上記料率は変更される場合があります。										
		実質的な負担										
		ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.8175% (税抜1.735%)概算</b> ※上記はファンドが投資対象とするファンドスミス・エクイティ・ファンドを高 位に組入れた状態を想定しています。										
		その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただ きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>•組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>•信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>•国外での資産の保管等に要する費用</li> <li>•監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業 日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度 ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とするファンドスミス・エクイティ・ファンドにおいては、信託事務の処理に要する費用 には管理事務代行会社に支払う純資産総額に対して年率0.03%以内の費用等、資産の保管等 に要する費用には保管銀行に支払う純資産総額に対して年率0.01%以内の費用等が含まれ ます。なお、当該料率は変動することがあります。</p> <p>また、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前 に料率・上限額等を示すことができません。</p>										

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



# 手続・手数料等

## ■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 ( 解 約 ) 時 お よ び 償 戻 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.84%	0.91%	0.93%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年1月16日～2025年1月15日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする外国投資法人(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

# MEMO

当ページは目論見書の内容ではありません。

# MEMO

